

令和3年2月 教育委員会定例会会議録

○日 時 令和3年2月3日（水） 13：30～15：55

○場 所 有明庁舎 2階第一会議室

○出席委員の氏名

教 育 長	森 本 和 孝
委 員	立 花 博
委 員	本 多 直 行
委 員	友 永 峰 昭
委 員	森 み ず き

○欠席委員 なし

○委員以外の出席者の氏名

教 育 次 長		教育総務課長	森 崎 和 浩
学 校 教 育 課 長	平 田 賢	社会教育課長	松 本 恒 一
ス ポ ー ツ 課 長	浅 田 寿 啓	書 記	北 島 久 弥

○傍聴者 なし

○議事日程

- 開 会
- 第 1 会期決定
 - 第 2 会議録署名委員の指名
 - 第 3 前会会議録の承認
 - 第 4 教育長報告及び各課1月行事報告
 - 第 5 議案上程

第3号議案	島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則の一部を改正する規則	原案可決
第4号議案	島原市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則	原案可決
第5号議案	島原市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則	原案可決
第6号議案	島原市霊丘公園体育館・弓道場条例施行規則の一部を改正する規則	原案可決

第7号議案	島原市指定文化財補助金交付要綱	原案 可決
第8号議案	島原市立小・中学校における学校評議員設置要綱の一部を改正する要綱	原案 可決
第9号議案	島原市小・中学校育友会補助金交付要綱の一部を改正する要綱	原案 可決
第10号議案	令和2年度有馬スポーツ賞の交付について	原案 可決

第 6 次回定例教育委員会日程について

第 7 その他

(1) 報告事項

① 2月行事予定について

(2) その他

第 8 閉会

【会議録】

開会 (13:30)	
森本教育長	みなさん、こんにちは。ただいまより2月定例会を開催いたします。
第 1 会期決定	
森本教育長	まず、日程第1「会期の決定」を議題といたします。 会期は、本日1日とすることよろしいでしょうか。 (「はい」の声)
森本教育長	それでは、会期は本日1日と決定いたします。
第 2 会議録署名委員の指名について	
森本教育長	次に、日程第2「会議録署名委員の指名」を行います。 会議録署名委員に本多委員と友永委員を指名しますので、よろしくお願 いします。 (「はい」の声)

第 3 前会会議録の承認

森本教育長	次に、日程第3「前会会議録の承認」を議題といたします。1月7日に行いました定例会の会議録につきましては、お手元に渡してございます。ご覧いただきまして、何かお気づきの事がございましたら、ご意見をお願い致します。しばらく目を通していただきたいと思います。
森本教育長	いかがでしょうか、字句の訂正を除き承認してよろしいでしょうか。 (「はい」の声)
森本教育長	それでは承認いたします。もし字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。

第 4 教育長報告及び各課1月行事報告

森本教育長	<p>次に、日程第4「教育長報告及び各課1月行事報告」を議題といたします。まず、私のほうから報告させていただきます。</p> <p>1月27日の市長への予算要求書提出並びに第四小学校でのふれあい給食への参加ありがとうございました。第四小学校では、6年生に参加しましたが、コロナ禍での学校給食の在り方徹底して指導していることがよく分かりました。ルールが定着し、整然とそして静かに給食を食べていました。落ち着いた雰囲気が大変印象的でした。</p> <p>わたしからは、情報提供と言う形で2つのことを報告させていただきます。</p> <p>一点目は長崎県高校入学選抜についてです。資料をご覧ください。</p> <p>本日2月3日は、県立高等学校の前期選抜が各高等学校で行われています。新しい制度となつてからの初めての入試でありますので、その概要をお知らせします。</p> <p>今回の大幅改善の目的は、各学校が求める生徒像をもとに、生徒が主体的に学校を選ぶことができるようにすることです。その内容をお知らせします。</p> <p>従来は、推薦入学者選抜と一般入学者選抜の2段階によるものでありましたが、今回も、前期選抜と後期選抜という2段階による選抜は変わ</p>
-------	---

りありませんが、これまでとの違いについて説明します。

前期選抜が大きく変わっています。

これまでは、文化・スポーツ推薦は生徒の自己推薦、一般推薦入学は中学校の校長推薦による受験でした。これが、本年度からは、生徒自身の判断により受験が可能となりました。

前期選抜は2つ柱がありますが、一つが特色選抜、これは、学校が育成する生徒、求める生徒像を理解し、当該校で学ぶ意欲を持つ者が志願するものです。

次は従来と変わりありませんが、文化・スポーツ選抜ということで、文化スポーツに優れた成績を持っていて引き続き高校でやりたい。そういった意欲のある者が、今回も同様に自己推薦により志願するものです。

前期選抜で不合格であっても後期選抜を受験することから、2回のチャンスがでてくることとなります。

その定員については、定められた範囲内で、各高校で決めていいようになっていますが、資料の2枚をご覧ください。本市の中学生が主に受験している県立高等学校の前期の状況を記した表です。前期選抜定員という項目がありますが、これが各高等学校で定めた定員となっています。

普通高校でおおむね定員の25%程度となっており、島原高校では、普通科・理数科併せて60人としております。また、実業高校では、定員の50%程度で、本市内の高等学校では各コース20人となっているようです。

今回は、多くの受験者が前期選抜を受験している状況であり、倍率も軒並み高いようです。島原高校の2.4倍を始め、1.5を超えており、高い数値を示しており、前期で不合格者が出てくるものと思います。

なお、後期選抜は、従来と大きく変わったところはありませんが、これまでありました志願変更、例えば実業系の高校で言いますと、機械と電気双方を志願をして、第一から第二に移る、そういったことが可能でありました。しかし今回それが出来なくなりましたので、そのあたりの進路指導も随分難しくなってくると思います。

また、前期選抜の試験の内容についてでありますけれども、今日、実はやっているんですが、各高等学校が、選択できるようになっておるようですが、話に聞きますと、基礎学照査、三教科ですね併せて60分を一気にやると、後は面接で終わりとそういったことになっているようです。今回の制度の改正が生徒たちにとってどうなんだろうというのは、非常に気になるころではありますけれども、2回受験できるというチャンスができたということで喜んでいる生徒もいれば、倍率をみて受験を取り消す生徒もいるという話を聞いております。

前期は受験しなくて私学に行こうというそういった生徒も多数いるとの話もあります。

二点目は教職員の新しい勤務評価制度についてです。これも資料をお挙げしております。

平成26年に地方公務員法が改正され、勤務評価が法定化されるとともに、評価結果を、任用・給与・分限その他の人事管理の基礎として活用することが定められました。

法が改正された後、本市の市役所もいち早く取り入れておりますが、教職員については、平成22年度より校長のみ、勤務評価の結果を勤勉手当に反映するという事は行われていましたが、今回の県教育委員会の制度改正により、全教職員を対象に、勤務評価の結果を給与の昇給及び勤勉手当に反映するという事になります。

正式な手引き等はまだ届いておりませんが、概要を説明します。

その内容ですが、市役所と同じように業績評価と能力評価の2本立てで評価され、どれだけの成果を上げたかの業績評価を勤勉手当に反映させ、どれだけ能力を発揮したかを昇給に反映させるというものです。なお、評価は5段階ですることとなっており、一番上と一番下の評価についてのみ、昇給若しくは勤勉手当に反映させるということです。

評価の尺度については、例えば一番高い評価であると「求められる水準より著しく高い」、「著しく劣る」というような表現が使っております。校長、教頭、そして教育委員会、評価する側の確かな目と日常的な記録が必要になってくると思います。

校長会には、11月に概要の説明があったようですが、この2月から、正式に教育委員会及び校長対象に説明会を開催し、その後、校長が

	<p>各学校において職員へ説明することとなると思います。</p> <p>なお、令和3年度は試行期間として位置付け、令和4年度評価から本格実施となり、令和4年度の評価を令和5年度の昇給及び勤勉手当に反映するという事です。</p> <p>以上で、わたしからの報告を終わります。引き続き各課から報告願います。</p>
森崎課長	<p>教育総務課の主な行事について、別紙「教育委員会定例会報告事項（教育総務課）」の内容説明。</p>
平田課長	<p>学校教育課の主な行事について、別紙「教育委員会定例会報告事項（学校教育課）」の内容説明。</p>
松本課長	<p>社会教育課の主な行事について、別紙「教育委員会定例会報告事項（社会教育課）」の内容説明。</p>
浅田課長	<p>スポーツ課の主な行事について、別紙「教育委員会定例会報告事項（スポーツ課）」の内容説明</p>
森本教育長	<p>ただ今の報告につきまして、何かご質問やご意見がありましたら願います。</p>
立花委員	<p>社会教育課にお尋ねします。社会教育委員の会ですね、4月26日がコロナ関係で中止になって、その後8月が資料送付対応ということで、ご報告いただいてたんですけど、その後報告事項として挙がってきてないようですが、状況を教えてもらえませんか。</p>
松本課長	<p>これにつきましては、時期を見て定期的に金子委員長と相談をさせていただいて、そのなかで、会議の開催について協議を進めていった訳なんですけど、正直社会教育課の事業というものが、例年の事業と比べましてコロナ禍のなか、非常にこう、縮小したり中止したりと、大きく変わったのが音楽祭を無観客で行ったというのものもあるわけなんですけれど</p>

も、その他特に大きな変化がなかったということで、委員長の方ももう報告でいいのではないかと、そして委員長自身も今のところ皆が集まって、会議をやって進めていくというものにしないでいいんじゃないかという想いもあらわれて、その後全然会議は行っておりません。

それで年度末も、実は今回任期が切れるわけなんですけど、年度末の会議についても今回は書面で対応していいんじゃないかということでお話をしているところであります。

そんな中、やはり社会教育委員の会としては家庭教育三・三・七拍子については、やはり一番力を入れて周知をしていきたいという想いもあらわれましたので、直接委員長他と話をしながら、三・三・七拍子をA4の1枚ぐらいにデザイン化したものをクリアファイルにして、たくさん作成し、子供たちに配布するような取り組みも、今年度は進めている状況でございます。以上でございます。

立花委員

ありがとうございました。

森本教育長

委員長とはやりとりをしながら、ずっと報告は上がってきてきましたので、その内容も伺っているところです。

その三・三・七拍子がFMしまばらだったか、放送があってましたね。

松本課長

FMしまばらとか、フェイスブックとかですね、定期的に一コマずつ挙げるように今対応しているところです。

森本教育長

よろしいでしょうか。他にありませんか。

ご意見等が無いようでしたら、次にいってよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

第 5 議案上程

森本教育長

それでは、日程第5「議案上程」に入ります。

第3号議案

島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則の一部を改正する規則

森本教育長

第3号議案について、提案理由の説明をお願いします。

森崎課長

議案集、1ページをお願いします。

第3号議案「島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則の一部を改正する規則」について、ご説明申し上げます。

提案理由でございますが、本規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律改正等に伴い、随時一部改正を行ってまいりましたが、法で定めた内容との整合性が図れていない部分がありましたので、教育長が委任することができない事項について、所要の整備を図るため、この規則を改正しようとするものであります。

2ページの新旧対照表に基づいて説明いたします。

第2条は、教育長に委任できない事項を号建てで列挙した条文であります。第4号は、校長及び教頭以外の県費負担金教職員の内申についても、教育委員会の権限であることから、「県費負担教職員の懲戒及び県費負担教職員たる校長、教頭の任免その他の進退について内申をすること。」を、「県費負担教職員の懲戒、任免その他の進退について内申すること。」に改めるものです。

参考までに、3ページには、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条の抜粋を添付しております。

1ページ、議案をお願いします。

附則であります。この規則は、令和3年2月3日から施行しようとするものであります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

森本教育長

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見がありましたらお願い

立花委員	<p>します。</p> <p>よろしいですか、私の読み取り方が悪いんだと思うんですが、どうしてもよくわからないのが、現行は「及び県費負担教職員たる校長、教頭の任免」あえてそこに、校長・教頭がありますよね、だからそれを改正しようとして左側の改正案になっていんだと思うんですが、その改正の解説がですね、「校長及び教頭以外の県費教職員の内申」についても教育委員会の権限だから改正するというふうに取り取るんですよ。</p> <p>これは、校長及び教頭も県費負担教職員であるから、あえて現行の校長・教頭の文言は書かなくてもというのならわかるんですが、意味はわかりますかね。</p> <p>校長・教頭も県費負担教職員であるから、あえて現行のところに校長及び教頭の任免云々と文言を起さなくても、左の県費負担教職員ということでまとめられるからというのならわかるんですが。</p> <p>読み取り方がおかしいのかなと何回も読むんですがよくわからない。</p>
森本教育長	<p>確かに立花委員がおっしゃったような読み取りもできるという、今回こういった解説を付けたのは、従前が校長・教頭のみ内申という、そういった読み取り方をされるので、現実はずべての教職員を対象として内申をしているところですので、その解説のところには、現職で校長・教頭以外はしないように書いているけれども、他の県費負担教職員もちゃんとやっているんで、現実に合わせてよという意味合いに取っていただければいいんですが、ちょっと表現が難しかったかなという気もしますが、どうですか。</p>
立花委員	<p>解説のところにこだわって言ったので、そこは特に関係ないので、わかりました。</p>
森本教育長	<p>私もずっとわからなかったのが、なぜ校長・教頭に絞っていたのか、これはおそらく、教頭が教員だったら通じるんです。</p> <p>教育公務員特例法で定めている教員というのは、いわゆる校長以外はすべて教員に含めてるんですよ、県教育委員会の規則も、校長、そして</p>

	<p>教員となっているんです。ただこれを教頭と書いてあったのはおそらく、誤植もしくは入力ミスではないかなという気も今日初めてそういった捉え方もできるかなと思っていたんですが、もうすべてが県費負担教職員に変わりありませんので、今回局内で協議した結果、県費負担教職員に含めようとそういうふう考えたんですが、これまでずっと内申をしていただきましたが、校長・教頭、教職員すべて県費負担教職員すべて内申をしていただいていたんですけれども、なぜこういうふうになっていたのかは、入力ミスではないかなという思いが今しております。</p>
立花委員	<p>分かりました。</p>
森本教育長	<p>ご意見などありませんか。無いようでしたら、第3号議案については、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声)</p>
森本教育長	<p>それでは、第3号議案は原案のとおり承認いたします。</p>
	<p>第4号議案 島原市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則</p>
森本教育長	<p>続いて、第4号議案の説明をお願いします。</p>
平田課長	<p>議案集4頁になります。島原市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則について、ご説明申し上げます。</p> <p>7頁をごらんください。提案理由でございますが、島原市立小・中学校の管理に関する規定について、所要の整備を図るため、この規則を改正しようとするものであります。</p> <p>具体的に申し上げますと、この規則は教育委員会事務局と学校との手続き、あるいは学校を運営する校長を始めとした教職員の職務等について規定をしておりますが、学習指導要領の改訂による教科名の変更や、現状の事務手続きとの整合性を図るため、関係する規定の整備を図ろう</p>

とするものでございます。

詳細については、8頁からの新旧対照表にてご説明をさせていただきます。まず、第1条の改正でございますが、見出しを主旨から目的に改めるなど字句の修正をするものでございます。

第3条の改正は字句の修正でございます。

9頁をごらんください。新第3条の2は第3条3項で規定をしておりますが、これが休業日に当てはまらないということから、新たに条として新設をするものであります。

第4条の改正は、第1項は、定める基準がないため削除をし、第2項は学習指導要領の改訂に伴い、新設された教科等に改正をするものであります。

第5条の改正は字句の修正でございます。

9頁から10頁にかけてであります。第6条の改正、これにつきましては字句の修正と一部の活動については実施の報告を、義務付けることを新たに規定をしております。

第7条の改正は字句の修正でございます。

第8条の改正は、出席停止を命じる文書に期間など記載する内容を改正するものであります。

11頁をお願いします。第9条及び第10条の改正は字句の修正でございます。12頁にかけてですが第11条の改正は、第1項は届け出が必要な教材について、号を立てて規定をするとともに、第2項は字句の修正をするものでございます。

第12条及び、第14条の改正は字句の修正であり、第13条の改正は見出しの字句の修正でございます。

つづきまして、12頁から13頁にかけてでございますが、第14条の5の改正は字句の修正、そして第2項の改正は、教務主任等を例外的に置かない場合の規定を新設するものであります。

第14条の6から15頁の第15条までは、字句の修正あるいは、引用条項名の変更をするものでございます。

16頁にかけてですが第16条の改正は、校長が承認する職員の休暇の引用条例を新規に規定するものであります。

第17条の改正は見出しの字句の修正であります。

	<p>第18条の改正は校長の県教委への報告の義務これを削除するもの あります。第18条の2及び第18条の3の改正は字句の修正です。</p> <p>第19条の改正は第1項と第2項、校長と職員の順番を入れ替えてお ります。第20条の改正は字句の修正であります。</p> <p>最後17頁でございます。第21条ですが、解説及び資料が第15条 となっておりますが、これは第21条の誤りでございます。失礼いたし ました。この21条の改正は字句の修正と引用規則名の修正でございま す。第22条の改正は、この資料に付け加えて、見出しの字句の修正と 警備及び防災計画策定等の措置を講じる内容の新設でございます。</p> <p>第23条の改正は字句の修正。新第24条、これはあらたに委任規定 を新設するものでございます。</p> <p>7ページをお願いいたします。施行期日であります、この規則は公 布の日から施行するものであります。以上説明を終わります。</p> <p>よろしくご審議賜りますようお願いいたします。</p>
森本教育長	<p>ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見がありましたらお願い します。</p>
本多委員	<p>よろしいでしょうか。9頁の第3条の2、非常変災等による臨時休業 の報告とありますが、ここに書いてある非常変災害等というのは、どん な場合を想定しているのでしょうか。</p>
平田課長	<p>非常変災につきましては、例えば、台風であったり、そういった場合 や急遽緊迫した状況が学校内に生じた場合ですね。例えば、今回コロナ ウイルス感染症対策にかかる臨時休業等も緊迫した状況ということで非 常変災としてとってますが、どうしても臨時に休業しなければならない 状況が、学校に起こった場合と捉えています。</p>
本多委員	<p>学校内において、そういった状況になったときに、臨時休業を校長が できるし、それを教育委員会に報告するとそういうことになるわけです ね。</p>

平田課長	<p>そういことになろうかと思います。</p>
本多委員	<p>ちょっとわからなかったのが、伝染病の場合の臨時休業とこの非常変災等による臨時休業、これがこの非常変災等による臨時休業は校長が決定していいと、それで伝染病等にかかるものについては、教育委員会が最終的な判断をすると、なっているの、このなかにコロナは入るのかとちょっと気になったものですから。</p>
平田課長	<p>よろしいでしょうか。今本多委員がおっしゃったのは、非常変災については学校教育法の施行規則のほうになりますので、校長がということなんです、感染症におきましては、学校保健安全法のなかの規定になっておまして、この規定によりますと教育委員会がというふうに異なるとなっておるところでございます。</p> <p>さきほどのコロナについては、学校保健安全法のほうになると思いますので、先ほどの発言が違っておりました。</p>
森本教育長	<p>今でも県では、台風の襲来が予想される場合は、学校教育法施行規則の判断で個々の判断になってきます。本市の場合は、学校給食の関係がありますので市として統一をして教育委員会と校長会と相談をしながら市内を統一して態度を決めてるんです。</p> <p>しかし、あくまでも権限は、本庁にあるということですね。新型コロナ等の場合でもそうですが、蔓延の恐れがある場合には教育委員会の判断でということになります。</p> <p>ほかにありませんでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声)</p>
森本教育長	<p>法が改正されたときに、その都度キチンと見ていないといけないなど反省をいたしているところです。かなり遡って、ここを変えてなかったなというところがありましたので。</p> <p>それでは、第4号議案については、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p>

	<p>(「はい」の声)</p>
森本教育長	<p>それでは、第4号議案は原案のとおり承認いたします。</p>
	<p>第5議案 島原市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則</p>
森本教育長	<p>続きまして、第5号議案の説明をお願いします。</p>
松本課長	<p>議案集18頁をお願いします。島原市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。</p> <p>21頁をお願いいたします。提案理由でございますけれども、本規則の各条文の規定について、所要の整備を図るため、この規則を改正しようとするものであります。</p> <p>具体的に申し上げますと、文化財保護法に準じた手続きに関する規定並びに、市文化財指定に必要な手続きについての規定及び様式を追加するとともに、本市文化財保護条例との字句等の整合性を図るために関係する条文の整備を行おうとするものであります。</p> <p>詳細については、40頁からの新旧対照表で説明をさせていただきます。</p> <p>まず、新第2条ですけれども、市指定文化財の指定等に必要な通知書について新規に規定するものであります。第2条の改正は、字句の修正であります。</p> <p>新第4条は市指定文化財の指定解除時に必要な通知について新規に規定するものであります。</p> <p>41頁をお願いします。第3条は字句の修正であります。第4条の改正は、字句の修正及び現状変更後の結果報告義務を新規に規定するものであります。</p> <p>42頁、新第7条については、維持の措置等に該当する場合は届け出による対応を認める旨と維持の措置の具体例について新規に規定するものであります。</p>

4 2 頁から 4 3 頁にかけてですけれども、新第 8 条については、維持の措置等を取った場合の届け出事項について、新規に規定するものであります。

新第 9 条については、文化財修理届について旧第 3 条第 6 号の内容を規定するとともに、修理後の結果報告義務を新規に規定するものであります。

第 5 条につきましては、補助金の取り扱いについては別に、交付要綱を新規に制定することから、削除するものであります。

4 4 頁から 4 5 頁にかけてですけれども、第 6 条及び第 7 条は、字句の修正であります。

第 8 条は、条番号の改正でございます。4 6 ページからの様式については、これまでの

4 6 頁からの 1 4 様式を 1 7 様式に全部改正するものであります。このなかで、4 6 頁の様式第 1 号、様式第 2 号これらは指定通知書の様式を、新規に追加するものであります。

4 9 頁をお願いします。様式第 6 号及び様式第 7 号は、指定解除通知書を新規に追加するものであります。

5 6 頁をお願いします。旧様式第 1 2 号様式については、島原市指定文化財補助金交付要綱を定めることから削除するものであります。

その他の様式は字句の修正であります。

2 0 頁をお願いします。施行期日でございますけれども、この期日は令和 3 年 2 月 3 日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

森本教育長

今説明がありましたけれども、ご意見ご質問等あればお願いいたします。

本多委員

よく整備されてますね。大変だったでしょう。きちんと整備されています。

松本課長

教育委員皆様には是非お話させていただきたいんですけれども、2 年前

の石垣の毀損事案を受けて、私たちも例規をしっかりと見直してみました。そのなかでやはり、例えば現状変更という文化財保護の措置があるんですけども、これについては、原則許可制なんですけど、なかには、影響が軽微な場合とか、非常時の対応等については保護法上及び県の条例上の維持の措置ということで、対応しております。

そういったところも、本市の条例等になかったものですから、直接法から引用させていただいてですね、維持の措置等についても具体的に上げさせてもらいました。

これにつきましては、長崎市の取り組みあたりを参考にしながら、特に指定時または解除時の通知についても様式等がなかったものですから、是非本市の文化財行政を、きちっとした形で、やはり根拠のあるもので取り扱いたいという思いから、今回しっかりと見直しをさせてもらったところでありまして。後少し条例と規則の字句の整合性を取りたい部分もあったわけなんですけど、再発防止を非常に意識したところで、今回思い切って改正をしたところでありまして。

森本教育長

よろしいでしょうか。それでは、第5号議案については、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

森本教育長

それでは、第5号議案は原案のとおり承認いたします。

第6号議案

島原市霊丘公園体育館・弓道場条例施行規則の一部を改正する規則

森本教育長

つづいて第6号議案について説明をお願いします。

浅田課長

60頁をお願いします。第6号議案は、島原市霊丘公園体育館・弓道場条例施行規則の一部を改正する規則にかかるもので、別表第一の改正であります。提案理由でありますけど、今年度、空調機の整備に伴い、所要の整備を図るため、この規則を改正しようとするものでございます。

6 1 頁新旧対照表をお願いします。別表第一につきましては、条例において付属設備等の使用料について規則に委任されております部分について、改正案のとおり、改正しようとするものであります。

冷暖房設備を追加し、アリーナの空調機使用料を1時間あたり4400円に設定し、既に今実費相当として徴収していた会議室等の使用料を今回の改正に併せて、謳ったものであります。

なお、別表第一の訂正と備考の字句等の整理を行いまして、今回改正を行うものであります。

6 1 頁に戻りまして施行期日でございますが、この規則は公布の日から施行しようとするものであります。

続けて、4400円の積算根拠について、少し説明をさせていただきたいと思えます。本日別途資料を挙げさせていただいております。

霊丘公園体育館、弓道場における空調機使用料の設定について、括弧資料というところでお配りしております。

県内の主なアリーナ施設の状況を示しております。一番上が長崎の総合体育館、それから佐世保の体育文化館、諫早の中央体育館、大村の体育文化センターというところで、それと島原の復興アリーナこういったところを参考に今回の積算をしております。

各施設のメインアリーナとサブのアリーナについて、ほぼ基本的には面積と使用料が対比していると、使用面積が2倍のところは使用料も2倍の設定にしてあるところがほとんどでございました。

本市における料金の比較では既存の復興アリーナを元に算定をいたしております。具体例でいうとアリーナの面積のところは2678㎡の広さがあるんですが、それが現在8800円の設定をしております。

サブアリーナについては、656㎡で1680円と面積比でいうと大体0.2前後、それから他のところを見ましても、例えば長崎総合体育館は面積比が0.54という数字が出ております。

これがまったく使用料も対比していると、0.54で同じだと、他の佐世保市の体育館も0.4から0.46諫早の中央体育館も0.52から0.5とほぼ、面積と同比になっているのが現状でございました。

そういったところから、一番下の太線で囲っているところですけども、霊丘体育館のアリーナ〇Cと書いてありますが、現在1311㎡あるんです

	<p>が、これが復興アリーナのメインアリーナの約半分であります。それに対してアリーナが8800ですので、それからいくと4400円が妥当ではないかと、いうところで計算をしております。</p> <p>仮に、空調の保守点検、光熱水費等を勘案しますと、光熱水費のみを勘案した場合でも、7436円となり、別紙としておりますがこれはお渡ししておりません。</p> <p>7436円の計算根拠はあります。これを現状の施設の金額等に当てはめるとやはりちょっと整合性が取れないなというところが出てまいりまして、施設の按分で行くのが他市を見ても一番、統一、均一を図れるんじゃないかということで、今回の4400円を設定しております。</p> <p>他の都市の場合と島原の復興アリーナを見ても4400円が妥当ではないかいうところで今回の金額を挙げさせてもらっているところであります。</p> <p>以上、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。</p>
森本教育等	<p>今第6号議案について、説明がありました。ご意見ご質問等があればお願いいたします。</p>
本多委員	<p>よろしいでしょうか。この使用料の設定については、ご説明いただいたんでわかったんですが、この冷暖房費については、減免規定はなかったですかね、実費相当はとるということでしたかね。</p> <p>例えば、同好会的なところがぼつぼつといくつか入って、寒いから冷暖房をちょっと使いたいといったときには、やはり、大会で全部だったら4400円だったらわかるんですが、同好会的なところが使うといった場合には、これは、これまでも同様なんでしょうけど、どういった対応になりますか。</p>
浅田課長	<p>はい、減免というのは基本的には無いと。おっしゃったように、これを使うのは普段の団体が使うのかなと、いろんな競技レベルの県大会、九州大会など規模の大きな大会などを想定しています。</p> <p>同好会的なところは利用者同士で調整してもらえばと。</p>
森本教育長	<p>かなりあの、利用者皆さん方からは、なんについてないんだと、暑いさなかには時代遅れですよというご意見をたくさんいただいております。</p>

現実的に、じゃあいろんなサークルが使われるかということ、なかなかそうはいかないだろうと、これだけのお金を払うのは、今回こういった設備ができたのは、ここが避難所になっているので、避難所の対応ということで有利な財源でできたわけですね。

他の施設に比べてかなり安く設定してあるなということでご理解いただきたいと思います。

他にございませんか、よろしいでしょうか。それでは、第6号議案については、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

森本教育長

それでは、第6号議案は原案のとおり承認いたします。

第7号議案

島原市指定文化財補助金交付要綱

森本教育長

続きまして、第7号議案について説明をお願いします。

松本課長

議案集62頁をお願いします。第7号議案、島原市指定文化財補助金交付要綱についてご説明申し上げます。

71頁をお願いします。提案理由であります島原市指定文化財補助金交付要綱について補助対象団体の規定について、所要の整備を図るため、この要綱を改正しようとするものであります。

具体的に申し上げますと市指定文化財補助金については、島原市文化財保護条例第12条に指定文化財の保護に関する規定があり、具体的手続きについては、文化財保護条例施行規則のなかに規定があります。

しかしながら手続きを行うにあたり、具体的な手続きの内容や様式等の定めがなかったことから、補助金交付規則に準じて、別途要綱を整備するものであります。

それでは条を追ってご説明いたします。62頁になります。

第1条は主旨に関する規定でありまして、島原市指定文化財の所有者または保持者に対し補助金を交付する旨を定めたものであります。

第2条は補助金の対象者となりまして、補助対象者、補助対象経費及び補助額を別表に規定したものであります。

第3条は、補助金の交付申請に必要な書類について規定したものであります。第4条は、補助金の交付の条件ということで市長の承認を受けなければならない事項、市長に報告してその指示を受けなければならない事項、書類帳簿の保存期限について規定したものであります。

62頁になりますが、第5条は経費の配分等の軽微な変更について規定したものであります。第6条は、補助金の交付決定の通知について規定したものであります。第7条は、申請の取り下げ、期限について規定したものであります。

第8条は実績報告として、関係書類また、提出の期限について規定したものであります。第9条は補助金の額の確定ということで、確定後の通知について規定したものであります。

第10条は補助金の交付として、請求手続きについて規定しております。

第11条は、補助金の交付手続きの特例ということで、指定文化財の管理、または無形文化財、無形民俗文化財の場合には手続きを併合または省略して補助金を交付することができると規定したものでございます。

65頁から70頁については様式について、新規に規定するものであります。64頁になりますが、この要綱は令和3年2月3日から施行し、令和2年度の予算にかかる補助金から適用するとするものであります。以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

森本教育長

今第7号議案について説明がありました。ご意見ご質問等あればお願いします。

森本教育長

特にございませんか、よろしいでしょうか。それでは、第7号議案については、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

森本教育長

それでは、第7号議案は原案のとおり承認いたします。

	<p>第 8 号議案</p> <p>島原市立小・中学校における学校評議員設置要綱の一部を改正する要綱</p>
森本教育長	つづいて第 8 号議案について説明をお願いします。
平田課長	<p>議案集の 72 頁になります。よろしくをお願いします。</p> <p>島原市立小・中学校における学校評議員設置要綱の一部を改正する要綱についてご説明申し上げます。</p> <p>提案理由でございますが、学校評議員の委嘱等について所要の整備を図るため、この要綱を改正しようとするものであります。</p> <p>具体的には学校教育法施行規則に従って改正をお願いいたします。</p> <p>詳細につきまして、73 頁の新旧対照表でご説明をいたします。</p> <p>まず、第 1 条の改正については、引用条文の改正及び定義規定の追加をしております。第 5 条の改正は委嘱するものの改正でございます。</p> <p>第 6 条の改正は解職するものの改正でございます。</p> <p>72 頁にお戻りください。施行期日でありますがこの要綱は、告示の日から施行するものであります。</p>
森本教育長	今第 8 号議案について説明がありました。ご意見ご質問等あればお願いします。
立花委員	一点よろしいですか。提案理由だけでちょっとよくわからないんですが、もう少し補足説明をよろしいですか。
平田課長	学校教育法の施行規則によりますと、この学校評議員につきましての委嘱については教育委員会がというような規定がございますので、これまで設置者となっていたものを教育委員会というふうに変更させていただきたいということで提案させていただいてます。
立花委員	設置者というのは、当初からそうだったのですかね。
平田課長	施行規則の一部改正があったのが平成 12 年ですが、そのときから設置者

	<p>という文言になっておろうかと思えます。</p>
立花委員	<p>わかりました。評議員制度ができた当初から変わってないんですね。</p> <p>私たちの現職のときもそうだったんですね。</p>
森本教育長	<p>平成17年ですかね学校評議員制度ができました。そのときからです。</p>
立花委員	<p>現行法でずっとやってきたんですね。</p>
森本教育長	<p>なぜ当時ここを教育長としたのか、私もわかりませんが。</p> <p>私が教育長に就任してからは、この学校評議員の議案としては上がってきていないと記憶してます。それ以前もそういった形だったんでしょうね。もう教育長がということで決裁でやってたんだらうと思うんですが。</p>
立花委員	<p>校長のときは教育長に出してました。</p>
森本教育長	<p>出してました。教育委員会が決めるものだからと。校長は推薦をするというだけでした、うちの学校ではこの方をお願いしますと出してました。</p> <p>そして委嘱状をもらってきてました。教育委員会と入った委嘱状をいただいて、それをお渡ししていた。</p> <p>なにか意図があったのかもしれないし、参考とする雛型もあったのかもしれませんが。教育長がということで。</p>
森本教育長	<p>よろしいでしょうか。それでは、第8号議案については、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声)</p>
森本教育長	<p>それでは、第8号議案は原案のとおり承認いたします。</p> <p>第9号議案</p> <p>島原市小・中学校育友会補助金交付要綱の一部を改正する要綱</p>

森本教育長	<p>それでは、第9号議案の説明をお願いします。</p>
森崎課長	<p>議案集、74ページをお願いします。</p> <p>第9号議案「島原市小・中学校育友会補助金交付要綱の一部を改正する要綱」について、ご説明申し上げます。</p> <p>提案理由でございますが、本要綱は市内小中学校において組織されている育友会及びPTAに対する補助金の交付に関する必要事項を定めているものでありますが、これまで補助対象団体は育友会及びPTAであるのに対し、補助金名が育友会となっておりますので、所要の整備を図るため、この要綱を改正しようとするものであります。</p> <p>75ページの新旧対照表に基づいて説明いたします。</p> <p>題名を「島原市小・中学校育友会等補助金交付要綱」に改め、本文及び様式の「育友会」の名称をすべて「育友会等」に改めるとともに、必要な字句の修正を行うものであります。</p> <p>74ページをお願いします。</p> <p>附則であります。この規則は、令和3年4月1日から施行しようとするものであります。</p> <p>なお、参考でございますが市内14小中学校のうちに育友会が9校、PTAが5校となっているところでございます。以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。</p>
森本教育長	<p>今第9号議案について説明がありました。ご意見ご質問等あればお願いします。</p>
森委員	<p>PTAと育友会、湯江小学校はPTAだったんですけど、有明中学校は育友会なんですね。その使い分けというのは、どういうふうにして分かれているのかなというのをいつも疑問に思ってたんですけど、ただ名称が違うだけなのか。</p>
本多委員	<p>私も疑問には思ってた、ちょっと調べたんですけど、PTAの場合は教師とその保護者対等にもものが言える。そういったところと。</p>

	<p>育友会の場合は、教師は置いといて、その保護者が要するに運営するところみたいな、漠然としてますけどそういった分け方をされているみたいですよ。</p> <p>しかし、そういったものを全然気にせずにP T Aとか育友会と付けられているのが実態じゃないでしょうか。</p> <p>本多委員がおっしゃったとおりじゃないかなと思うんですね。今活動名はP T A活動と言いますが、ペアレントとティーチャーのアソシエーションですよという感じで、お互いに成長を見守っていきましょと、そういう形でできて、ただ学校ごとの活動体の名称は、それぞれの学校に任せられている部分があります。</p> <p>有明町が、4校ともP T Aに変えたのは、ここが県のP T A大会の事務局をしたときがあって平成13か14だったと思いますが、そのとき一斉にP T Aに変えてらっしゃるんですね。それで県のほうも、P T Aに変えているんですが、あくまでも名称は、自分たちで決めていいじゃないかという意見もあったみたいで旧市内のほうは、育友会が残っているみたいです。</p> <p>学校によっては、愛校会とか独特の名称をずっと続けてらっしゃるところもあるんですね。組織名としては、日本P T A連合会とかそういった形になってますので、活動そのものの名称はP T Aというのが一般的になってるんだろうと思います。</p> <p>うちの場合は育友会のほうが多いですので、補助金名称としては、等をいれて含めようということで、今回提案をさせていただいてます。</p>
森本教育長	
本多委員	<p>75頁の第2条第1項第1号ですね、育友会等の運営等、まあ等にこだわるようですが、前は育友会及びP T Aの管理運営に要する経費とあえて運営等にされた理由は何かあるんですか。</p>
松本課長	<p>私のほうからよろしいでしょうか。社会教育関係団体とか、文化関係団体にも、それぞれ運営費補助金を出しておりますが、そのなかで、さきほど出ました補助金の名称とか補助対象団体、補助対象経費補助額ということで記載するんですが、ほとんどですね、会の運営等にかかる経</p>

	<p>費という記載がですね、すべて統一された表記でありましたので、運営等にしています。</p>
本多委員	<p>統一したということで、別段意図はないわけですね。わかりました。</p>
森本教育長	<p>よろしいでしょうか。それでは、第9号議案については、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声)</p>
森本教育長	<p>それでは、第9号議案は原案のとおり承認いたします。</p> <p>第10号議案 令和2年度有馬スポーツ賞の交付について</p>
森本教育長	<p>次の第10号議案につきましては、教育長に委任されている事項でもあります。しかしながら、委任規定の第3条に記載のように、重要と認めるものは諮ってもいいという定めがありますので、今回議案として挙げさせていただいております。それでは第10号議案について説明をお願いします。</p>
浅田課長	<p>第10号議案令和2年度有馬スポーツ賞の交付について、ご説明いたします。議案集84頁をお願いします。令和2年度有馬スポーツ賞を別紙の者に、交付することについて承認を求めるものであります。</p> <p>島原市スポーツ振興基金条例第4条第1項の規定により、令和2年度有馬スポーツ賞を交付しようとするものであります。</p> <p>85頁、86頁が受賞候補者の一覧であります。交付要領の基準に照らし合わせ基準を満たす者を該当者として選出しており、当年度個人5名、団体8団体の承認を受けようとするものでございます。</p> <p>令和2年度については、どうしてもコロナの関係で対象となるスポーツ大会等が少ないところではございました。</p> <p>例年より、個人等におきましてもかなり候補者が少なくなっておりま</p>

	<p>す。参考として、別途島原市スポーツ振興基金条例施行規則とスポーツ賞及び奨励金交付要領を1枚ものでお配りしております。</p> <p>また、今後有馬スポーツ賞交付式までに受賞の推薦基準に相当する個人団体があった場合においては、事務局において受賞者としてよろしいか併せて承認をいただきたいと思っております。</p> <p>中体連のバレー・サッカー・バスケットなどが2月中旬に開催される予定でございます、島原市からも出場しておりますので、その結果においては、該当するチームが出てくるものと思っております。</p> <p>以上、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。</p>
森本教育長	<p>今第9号議案について説明がありました。ご意見ご質問等あれば願います。</p>
浅田課長	<p>すいません。追加でご参考までに、今有馬スポーツ賞表彰式の日程のスケジュールについてですが、3月6日土曜日を予定をしております。表彰式自体をどうしようかということで内部でも検討しております。今のコロナの状況において、例年どおりの表彰式典はやはり難しいのかなど。縮小してやるのか、実は去年もコロナがちょうど蔓延している時期で、表彰式典自体は取りやめさせてもらって、もちろん表彰はするんですけど、学校長のほうにお願いをして、子供たちには賞状ならびに盾等を授与していただいています。</p> <p>今年についても、縮小か中止かこの二つに一つで検討しております。有馬さん自体とも連絡をとってございまして、有馬さんの今のお気持ちとしては、行って島原の子どもたちの顔をみたいけれども、迷惑を掛けないようにしないといかんね、という意向が強いようです。</p> <p>教育委員会としてどうするかについては、協議のうえで決定をしたいところでございます。ちょっと今の状況では開催は難しいのかなど。</p> <p>議案については、もちろん審議をいただきたいんですが、そういう状況でございます。</p>
森本教育長	<p>よろしいでしょうか。それでは、第10号議案については、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p>

森本教育長	<p>(「はい」の声)</p> <p>それでは、第10号議案は原案のとおり承認いたします。</p>
第 6 次回定例教育委員会の日程について	
森本教育長	<p>日程第6「次回定例教育委員会の日程について」を議題といたします。事務局から提案をお願いします。</p> <p>【提案、検討】</p> <p>次回3月の定例教育委員会を、2月19日(金)午後1時30分から、有明庁舎2階第一会議室において行います。</p>
第 7 その他	
森本教育長	<p>次に日程第7「その他」に入ります。(1)報告事項「①2月行事予定について」各課から報告をお願いします。</p> <p>森崎課長 教育総務課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。</p> <p>平田課長 学校教育課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。</p> <p>松本課長 社会教育課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。</p> <p>浅田課長 スポーツ課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。</p> <p>森本教育長 各課から報告がありましたが、何かご質問はありませんか。</p> <p>森本教育長 ただいまの報告について、ご質問ご意見ありましたらお願いいたします。</p>

森本教育長	よろしいでしょうか。それではその他の（２）その他に移ります。各課からなにかありますか。
平田課長	ここからの報告は、個人情報等のため非公開をお願いします。
森本教育長	では、これより「非公開」といたします。
平田課長	教職員及び児童生徒の事故等の報告等（非公開）
教育長	非公開での審議を閉じて委員会を再開します。他にありませんか。 よろしいでしょうか。 （「なし」の声）
第 8 閉会（15：55）	
森本教育長	無いようでしたら、これで本日の2月定例教育委員会を閉会します。

上記のとおり会議の顛末を記載し、ここに署名いたします。

教 育 委 員

教 育 委 員

記 録 職 員